

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省製造産業局素材産業課）

項目名	特定の用途に供する重油、天然ガス、石炭に係る石油石炭税の軽減措置の延長		
税目	石油石炭税 租税特別措置法第 90 条の 3 の 3、第 90 条の 3 の 4		
要望の内容	苛性ソーダ製造業を営む者（当該苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者を含む。）が自家発電（苛性ソーダの製造に使用する電気に係るものに限る。）の用に供する重油、天然ガス、石炭について、地球温暖化対策のための石油石炭税（以下、「温暖化対策税」という。）の特例措置を 3 年間延長する。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （▲7,000 百万円） （— 百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 国際的なイコールフットिंगの確保及び我が国産業の基盤を支える必要不可欠な製品である苛性ソーダの低廉かつ安定的な供給の確保 苛性ソーダは、紙・パルプ製造、アルミニウム精錬等の幅広い産業で不可欠な基礎化学品の 1 つである。また、強アルカリ性であることから工場からの酸廃液の中和剤、洗浄剤、消毒・殺菌剤としても用いられており、これらの用途は製造業に限らず需要の裾野が広いため、国内で苛性ソーダを低廉かつ安定的に供給することが重要である。 そのため、苛性ソーダの製造に係る課税環境の国際的なイコールフットिंगを図り、我が国苛性ソーダ産業の国際市場における競争環境を維持することによって、引き続き国内苛性ソーダ市場を安定化させ、苛性ソーダの低廉かつ安定的な供給を確保する。 (2) 施策の必要性 苛性ソーダは、塩と水を電気分解する「電解法」を用いて製造し、電力は必要不可欠である。電解法は製造過程が単純であるため製品の品質に差がつきにくく、市場では価格面での競争となっている。製造コストの 5～6 割を占める電力調達コストを下げていくことが、苛性ソーダの低廉かつ安定供給のために重要である。 また、諸外国では、苛性ソーダの製造に係る電力に関して地球温暖化関係の課税はなされていないため、本特例措置を廃止すると、苛性ソーダの製造にかかるイコールフットिंगが図れなくなる。国内の苛性ソーダ製造業者は諸外国に輸出することでも収益を得ており、温対税が課されていない諸外国企業との価格競争力の点で劣位に晒される恐れがある。国際的なイコールフットिंगを図るとともに製造業者の国際競争力を維持し、もって、国内の苛性ソーダの低廉かつ安定的な供給を確保するために、本特例措置を延長する必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展
		政策の達成目標	温暖化対策税の減免措置を図ることにより、苛性ソーダ製造に係る課税環境の国際的なイコールフットィングを確保する。これにより、日本企業の苛性ソーダの国際競争力を維持・強化し、よって、国内の苛性ソーダの低廉かつ安定的な供給を確保する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	措置期間の3年間の延長（令和11年3月31日まで）
		同上の期間中の達成目標	苛性ソーダ製造に係る課税環境の国際的なイコールフットィングを図るとともに製造業者の国際競争力を維持し、もって国内の苛性ソーダの低廉かつ安定的な供給を確保する。
		政策目標の達成状況	本措置により苛性ソーダ製造に係る国際的なイコールフットィングが確保されている。
	有効性	要望の措置の適用見込み	苛性ソーダ製造事業者等14社（令和8年度の適用見込み）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	苛性ソーダは、紙・パルプ製造、アルミニウム精錬等の幅広い産業で必要不可欠な基礎化学品の一つであるとともに、酸廃液の中和や洗浄・消毒といった用途もあり、製造業に限らず需要の裾野が幅広く、その安定供給は重要である。 諸外国では苛性ソーダ製造に係る電力に関して地球温暖化関係の課税がされていないところ、我が国でも同等の本税制措置により、国際的なイコールフットィングを図るとともに製造業者の国際競争力を維持し、もって、国内の苛性ソーダの低廉かつ安定的な供給を確保する必要がある。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	無し
		予算上の措置等の要求内容及び金額	無し
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	－
		要望の措置の妥当性	諸外国では苛性ソーダ製造に係る電力に関して地球温暖化関係の課税がされていないところ、我が国でも同等の税制措置を講じ、苛性ソーダ製造にかかる課税環境の国際的なイコールフットィングを図ることが必要である。
と効果に関連する事項	別措置の適用実績	租税特別措置の適用実績	○適用事業者数 令和4年度 16社 令和5年度 16社 令和6年度 14社 ○減収額 令和4年度 1,346百万円 令和5年度 1,263百万円 令和6年度 1,358百万円

		※石炭自家発における免税額（用途証明書の引取数量による推計値）+重油・天然ガス及び石炭の自家発（ソーダ製造会社と特別の関係があるものを含む。）の還付額
	租 特 透 明 化 法 に 基 づ く 適 用 実 態 調 査 結 果	－
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本税制措置を講じることにより、苛性ソーダ製造に係る電力に関して地球温暖化対策関係の税が賦課されていない海外製品に対しても価格競争力が維持され、我が国の苛性ソーダ製造業者の国際競争力の維持、ひいては、国内において低廉かつ安定的な供給を継続することができる。 苛性ソーダは、幅広い産業の原料、反応剤等に不可欠な基礎化学品の 1 つであり、また、消毒・殺菌剤として用いられるなど、需要の裾野が広く、我が国の産業の最上流に位置する必要不可欠な製品である。本措置により、国内における低廉かつ安定的な供給を確保することは、苛性ソーダ製造業者のみならず、ユーザー企業にとっても重要である。
	前回要望時の達成目標	温暖化対策税の減免措置を図ることにより、苛性ソーダ製造に係る課税環境の国際的なイコールフットィングを確保する。これにより、日本企業の苛性ソーダの国際競争力を維持・強化し、よって、国内の苛性ソーダの低廉かつ安定的な供給を確保する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和 4 年度～令和 6 年度の 3 年間の平均輸出比率は 31.11%である。令和元年度～令和 3 年度の 3 年間の平均輸出比率の 22.80%を上回る数値となっており、輸出比率が高まっている。
これまでの要望経緯		平成 24 年度 創設 平成 26 年度 3 年間延長 平成 29 年度 3 年間延長及び拡充 令和 2 年度 3 年間延長 令和 5 年度 3 年間延長